

国民健康保険

入院時の医療費の

窓口支払額が限度額までに

4月1日から国民健康保険加入者の医療費の窓口払いの負担軽減のため、入院に係る高額医療費を勝山市国保から医療機関に直接支払う「高額医療費の現物給付化」を実施します。

国民健康保険に加入されている70歳未満で入院されるかたは、市役所で「限度額適用認定証」の交付申請をしてください。

交付された「限度額適用認定証」を医療機関に提示することにより、入院費の支払いが限度額までとなり限度額を超えた分（今まで高額医療費として後日支給していた分）は、勝山市国保から医療機関に直接支払われることになります。

1. 限度額
限度額は、次のとおり3つの区分に分けられます。

区分	限度額
A 上位所得者	150,000円 (+1%)
B 一般	80,100円 (+1%)
C 市民税非課税世帯	35,400円

※+1%は、医療費が上位500,000円、一般267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算
※上位所得者とは、国保加入者各自の基礎控除33万円後の所得額の合計額が600万円以上の世帯



「就職・進学したら

国民健康保険と国民年金の手続きを」

就職や進学などをされたかたは、健康保険と国民年金の資格にご注意ください。次の事項に該当するかたは、市民課での届け出が必要となります。

◎就職されたかた

（職場の健康保険に加入した）

職場の健康保険に加入したら、自動的に国民健康保険の資格を喪失するわけではありません。国民健康保険の喪失手続きが必要です。
手続きに必要なもの
・新しい職場の被保険者証
・今までの国民健康被保険者証
・印鑑

◎退職されたかた

（職場の健康保険資格を喪失した）

I 健康保険について
1. 加入について
退職により職場の健康保険の資格を喪失します。次のいずれかに加入となります。

- ①職場の健康保険の「任意継続」
 - ②配偶者等の健康保険
 - ③国民健康保険
- （③に加入するより①に加入するほうが、保険料が安くなる場合もあります。健康保険税の試算は税務課でできます。）

2. 手続きの場所について
①職場の健康保険の「任意継続」
最寄りの社会保険事務所、職場の健康保険組合
②配偶者等の職場の健康保険
配偶者等の職場
③国民健康保険
市役所（市民課）

3. 国民健康保険に加入する場合、手続きに必要なもの
・退職したことを証明する書類
・印鑑
・年金証書（年金受給者でその加入期間が20年以上もしくは40歳以降10年以上あるかた）
・委任状（申請者が世帯員以外の代理人の場合）

II 年金について

退職により厚生年金（共済年金）の資格を喪失します。20歳以上60歳未満のかたは、国民年金への加入手続きが必要です。

- 手続きに必要なもの
- ・退職したことを証明する書類
 - ・年金手帳
 - ・印鑑



2. 申請について
入院している、または入院予定のあるかたは、市役所で医療機関からの請求がある前に申請し、交付された「限度額適用認定証」を医療機関に提示してください。また、申請は代理のかたでも結構です。

3. その他

- （1）国民健康保険税の滞納があるかたは、「限度額適用認定証」を原則交付できませんので、従来どおり窓口で入院費用をお支払いいただき、後日高額医療費の支給となります。
- （2）医療機関に「限度額適用認定証」を提示するのが遅れた場合は、遡っての適用はできませんのでご注意ください。
- （3）高額医療費の対象となる療養は、同一月内の入院の費用が高額限度額を超えている場合となります。2カ月以上にまたがる入院の場合は、月ごとの計算になりますのでご注意ください。また、食事療養費や部屋代差額など、保険給付対象外の費用は対象になりません。
- （4）現在、入院時の食事代を減額する「標準負担額減額認定証」をお持ちのかたは、「限度額適用・標準負担額減額認定証」に切り替わります。

出産育児一時金

受取代理制度施行

4月から出産育児一時金の受取代理制度が施行されます。

国民健康保険に加入されているかたは、分娩費のうち35万円を限度に保険者（勝山市）から医療機関に直接支払われます。

ただし、国民健康保険税の滞納のあるかたは、受取代理制度を利用できない場合があります。

- ①分娩費が35万円以上の場合、35万円を医療機関へ振込み
- ②分娩費が35万円未満の場合、請求額を医療機関へ振込み、残りの差額を被保険者へ振込み
- ③他の健康保険での被保険者期間が1年以上（任意継続期間は含みません）あるかたが、資格を喪失後6カ月以内に産まれる場合は、退職まで加入されていた健康保険から出産育児一時金が支払われますので、当該健康保険にご確認ください

○申請について
申請書の用紙は、県内医療機関、各市町にあります。

◎学生のかた

	こんなとき	届出に必要なもの
国民健康保険	就学する為に他市町村へ住民票を移した（遠隔地被保険者証の交付）	・平成19年4月以降の在学証明書等 ・国民健康保険被保険者証 ・印鑑
	3月で就学を終了した ※勝山市に住民票のないかたで、卒業されるかたは届け出が必要となります。届け出をしないまま保険証を使用すると、後日医療費を全額返還してもらう場合があります	遠隔地被保険者証（返還）
国民年金	国民年金保険料の学生納付特例の申請をしたい（毎年申請する必要があります）	・在学していることを証明できるもの（学生証・在学証明書・平成19年度の学費領収書（写し）のいずれか一つ） ・印鑑

申・問 市民課 国保年金グループ

（市内線2577・2588）
福井社会保険事務所
（福井厚生年金会館裏）
（0776・23・1002）

人間ドック・健康診査を受けましょう

市では現在、人間ドック（70歳未満の国保加入者のみ）と健康診査（30歳以上の市民対象）の申し込みを受け付けています。

病気の早期発見と健康管理のため忘れずに受診しましょう。なお、平成20年度から糖尿病等の生活習慣病に着目し内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の有病者・予備軍の減少を目指した健診、保健指導が開始されるにあたり、その準備として腹囲測定も含めた健診を実施することとなりました。メタボリックシンドロームのチェックや健康づくりの第一歩として健康診査をすすんで受けましょう。

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）とは

おへその高さの腹囲が男性85cm以上、女性90cm以上のかたで、高血圧、高脂血症、高血糖を複数あわせもつ状態をメタボリックシンドロームといいます。ひとつひとつの生活習慣病が軽症で自覚症状がなくても、複数重なるとう乗効果で動脈硬化を飛躍的に進行させることがわかってきました。動脈硬化が進行すると心臓病や脳卒中をはじめとする命にかかわる危険な病気を起こす要因となるため、近年、メタボリックシンドロームの予防が注目されています。